

び栄養ケア・マネジメントに関する届出書を添付させること。

15 認知症対応型共同生活介護

- ① 「夜間ケア」については、人員配置の状況に係る書類に加えて、(別紙 10)「夜間ケアの基準に係る届出書」を添付させること。なお、当該事業所が複数の共同生活住居を有している場合は、共同生活住居ごとに人員配置に係る書類を添付すること。
- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 157 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか 1 つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護従業者」と記載させること。

16 特定施設入所者生活介護

- ① 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 2 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 175 条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。

17 居宅介護支援

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

18 介護老人福祉施設

- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、26 号告示第 9 号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、26 号告示第 9 号ホに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号へに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第 50 条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護

15 認知症対応型共同生活介護

- ① 「夜間ケア」については、人員配置の状況に係る書類に加えて、(別紙 10)「夜間ケアの基準に係る届出書」を添付させること。なお、当該事業所が複数の共同生活住居を有している場合は、共同生活住居ごとに人員配置に係る書類を添付すること。
- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 157 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか 1 つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護従業者」と記載させること。

16 特定施設入所者生活介護

- ① 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 2 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 175 条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。

17 居宅介護支援

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

18 介護老人福祉施設

- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第 38 条に規定する小規模生活単位数型指定介護老人福祉施設でないもののうち、26 号告示第 9 号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、小規模生活単位数型指定介護老人福祉施設のうち、26 号告示第 9 号ホに該当する場合は「小規模生活単位数型介護福祉施設」と、同号へに該当する場合は「小規模生活単位数型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第 50 条に規定する一部小規模生活単位数型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「小規模生

- 13 -

福祉施設)又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「機能訓練指導体制」については、施設サービス単位数表注 5 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注 7 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 1 号ロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑥ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注 8 に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、27 号告示第 7 号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。

⑧ 「栄養管理の評価」については、(別紙 1 1)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑨ 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

19 介護老人保健施設

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であつて「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。)

活単位数型介護福祉施設)又は「小規模生活単位数型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「人員配置区分」については、「施設等の区分」について「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と記載する施設にあつては、「介護福祉施設」については 26 号告示第 9 号イ(1)から(3)のいずれか該当するものを、「小規模介護福祉施設」については同号ロ(1)から(3)のいずれか該当するものを、それぞれ記載させること。

- ③ 「機能訓練指導体制」については、施設サービス単位数表注 5 に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ④ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑤ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注 7 に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑥ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 1 号ロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

- ⑦ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注 8 に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑧ 「居住費対策」については、26 号告示第 11 号に該当する場合に「対応可」と記載させること。

- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、27 号告示第 7 号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。

⑩ 一部小規模生活単位数型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

19 介護老人保健施設

- ① 「人員配置区分」については、26 号告示第 12 号イ又はロのいずれか該当するものを記載させること。

第 39 条に規定するユニット型介護老人保健施設でないものは「介護老人保健施設」と記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設の場合は「ユニット型介護老人保健施設」と記載させること。

なお、介護老人保健施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「リハビリテーション機能強化」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10 ②を準用されたい。
- ③ 「認知症専門棟」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10 ③を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10 ④を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑥ 「栄養管理の評価」については、（別紙 11）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

20 介護療養型医療施設（療養型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であつて「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものは「療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型療養型」と記載させること。
なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「療養型」と、ユニット部分については「ユニット型療養型」と、それぞれ記載させること。

- ② 「リハビリテーション機能強化」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10 ②を準用されたい。
- ③ 「認知症専門棟」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10 ③を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10 ④を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）に規定する員数を配置していない場合に記載させること。

20 介護療養型医療施設（療養型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

- 15 -

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ②を準用されたいこと。
- ④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ③を準用されたい。
- ⑤ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ④を準用されたい。
- ⑥ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑤を準用されたい。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。
- ⑧ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。
- ⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。
- ⑩ 「栄養管理の評価」については、（別紙 11）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

21 介護療養型医療施設（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であつて「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものは「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。
なお、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ①を準用されたい。

- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ②を準用されたいこと。
- ③ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ③を準用されたい。
- ④ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ④を準用されたい。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。
- ⑦ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。
- ⑧ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。

21 介護療養型医療施設（診療所型）

- ① 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ①を準用されたい。

- 36 -

- 16 -

- ③ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ②を準用されたい。
 - ④ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。
 - ⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。
 - ⑥ 「栄養管理の評価」については、(別紙 1 1)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- 22 介護療養型医療施設(認知症疾患型)
- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
 - ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものは「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。
 なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。
 - ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設(療養型)と同様であるので、20 ⑥を準用されたい。
 - ④ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(認知症疾患型)と同様であるので、13 ⑤を準用されたい。
 - ⑤ 「栄養管理の評価」については、(別紙 1 1)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

- ② 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ②を準用されたい。
- ③ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。
- ④ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。

22 介護療養型医療施設(認知症疾患型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設(療養型)と同様であるので、20 ⑥を準用されたい。
- ③ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(認知症疾患型)と同様であるので、13 ⑤を準用されたい。

23 食事提供の状況

「食事提供の状況」については、食費算定表注 1 及び注 2 に規定

<p>(様式)</p> <p>別紙 1 (内容変更有) 別紙 2 (内容変更無) 別紙 3 (内容変更無) 別紙 4 (内容変更無) 別紙 5 (内容変更無) 別紙 6 (内容変更無) 別紙 7 (内容変更無) 別紙 8 (内容変更無) 別紙 9 (内容変更無) 別紙 10 (内容変更無) 別紙 11 (内容変更有)</p> <p>※ 「基本食事サービス費届出書」を「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」に全面変更</p>	<p>する基準による食事の提供を行う場合に記載させること。届出に当たっては、(別紙 11)「基本食事サービス費届出書」を添付させること。</p>
---	--

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号

Table with 5 columns: 提供サービス, 施設等の区分, 人員配置区分, その他該当する体制等, 割引. Rows include services like 訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, etc.

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号

Table with 5 columns: 提供サービス, 施設等の区分, 人員配置区分, その他該当する体制等, 割引. Rows include services like 短期入所療養介護, 短期入所介護, etc.

